

令和2年4月14日

生徒・保護者様

学校法人 佐藤栄学園
栄東中学高等学校
校長 田中 淳子

新型コロナウイルス感染症発生に伴う通学定期券等の取扱いについて

標記の件について、東日本旅客鉄道株式会社大宮支社営業部業務課営業指導グループより下記の通り通知がございましたので、お知らせいたします。尚、通学定期券購入用の証明書につきましては、学校再開後、登校日の初日に配付する予定となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

記

①通学証明書の有効期限について

休校措置に伴って通学証明書の配布ができない等のご事情を鑑み、有効期間が切れている通学証明書であっても、有効期間を延長しているものとみなして、通学定期券の発売を行います。

②証明書への写真の貼付について

休校措置に伴って写真撮影や証明書の作成ができない等のご事情を鑑み、1箇月を過ぎても当面の間は写真の貼付なしで取扱い可能といたします。

※写真の貼付のない学生証でも通学定期券の発行は行いますが、定期券払いもどし時の有効な公的証明書とはなりません。(別途、健康保険証等の公的証明書が必要となります。)

③購入済みの通学定期券の払いもどしについて

すでに購入済みの新学期の通学定期券につきましては、緊急事態宣言の発令された2020年4月7日に払いもどしのお申し出をされたものとみなし、払いもどしを行います。尚、この取扱いは、最終使用后すぐにお申し出いただかなくとも、緊急事態措置期間最終日の翌日から1箇年有効となりますので、感染拡大防止のためにも、払いもどしは次回定期券購入時に同時に受けいただくようお願いいたします。

※払いもどしには所定の手数料がかかります。

※4月8日以降に通学定期券をご利用された場合や、Suicaのチャージ(定期区間外の乗車、バス等の交通機関での利用)をご利用された場合には、その最終使用日に払いもどしのお申し出をされたものとみなしますので、あわせてご注意ください。

※払いもどしの規則については、JR東日本のホームページをご参照ください。

<http://www.jreast.co.jp/kippu/22.html#02>

ご不明点がございましたら、JR東日本のみどりの窓口等にお問い合わせいただきますよう、お願い申し上げます。